

「河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会」報告書（案） 意見募集結果について

- ・意見募集対象 「河川環境の整備・保全に関する政策レビュー委員会」報告書（案）
- ・期間 平成19年12月14日（金）～平成20年1月13日（日）
- ・募集方法
 - ・電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載。
 - ・国土交通省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/>）のパブリックコメント欄（<http://www.mlit.go.jp/pubcom/07/pubcom.html>）における掲載。
- ・意見総数 33名から125件の意見

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
1	全般	-	全体	河川管理者の直轄河川のことが多く書いてあり、事例については、地方自治体のことも明記した方がよく、国の問題だけでなく地元の問題ということを明記した方がよい。	御指摘を踏まえ、各小分類のまとめや今後の方向性を修正しました。
2	1	-	全体 1.1(1)背景	日本の河川の歴史・文化について、1章前段では、歴史、文化についても触れてはいるがもう少し詳しく書いていただきたい。京都芸術大学の羽賀先生が、「川は文化の伏流水」という言葉を残しているが、川の質が低下すると文化も衰えると思う。	御指摘を踏まえ、1頁(1)背景を、以下の通り修文いたしました。 「しかし、現代においても「山紫水明」といわれるように、美しい川の情景が日本の川の基調として述べられている。また、川・流域の歴史や風土を表す文学、あるいは絵画などの芸術や川・水に関わる祭り等の民俗も育まれ、文化的側面から見ても地域ごとに特徴ある文化、風土が川を背景として築かれてきた。高度成長期も後半に入ってくると、…」
3	2章全般	-	2章全般	2章の各施策について、事例を取り上げられているが、表現について、とりあげた事例の特徴・理由を明記した方が、理解しやすい。例えば、自然再生について、p9の円山川が取り上げられた特徴は何か 流域のレベルで生息環境を考慮しているのが理由である、とか。特化したものを取り上げることでよいが、理由は必要であろう。	各事例は、4頁2)評価の手法「…、事業者に対して実施したアンケート調査やヒアリング調査等をもとに、実施状況…」と記述してあるように、事業に対しアンケート調査・ヒアリング調査を実施し、事業を評価するためのデータが整理されている事例となっております。 4頁に「定量的な評価がしづらいものについては、代表的な事例を中心に分析した。」と記述しているように、代表的な事例で説明しているものもあります。また、箱書きした事例紹介については、御指摘を踏まえ、事例を取り上げた理由や意図が理解できるように修文しました。
4	7~37	-	2.1.1個別政策の評価	「多自然川づくり」や「河川水辺の国勢調査」では“成果”や“課題”に対して、今後の方向性として“これから目指すべき方向性”や“今後の展開”に記載されているが、他の個別施策についても、今後どのような方向性や展開があるのか記載してほしい。	御指摘の点につきましては、「多自然川づくり」や「河川水辺の国勢調査」等の既往のレビューにおいて今後の方向性がまとめられたものについては参考として記載していますが、小分類ごとに個別施策が密接に関係していることもあり、今回のレビューでは方向性については小分類ごとに記載しております。
5	7	-	(1)自然再生事業	「自然再生事業」において、川自身もっているシステム(「復元力」という表示がなされている)を手助けするという認識はいいが、前段において「周辺の土地利用など社会的条件を考慮しながら」という個別の課題との整合性に対する検証があいまいである。数値的な条件は無理であるが、設計・計画などの選択に至った具体的な因果関係を明らかにすることが当面必要である。	御指摘の点につきましては、数値的な検討は困難ですが、評価に当たっては、個別の事例を検討することで配慮しました。

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
6	10	6~	2)施策の評価 d)評価手法・手続き等 イ事業を進める上での課題と工夫、ウ市民及び関係機関との連携状況及び 3)まとめ	<p>自然環境に関する「あるべき姿」やその科学的な評価手法に関しては、研究途上のテーマであり、国交省として多大な努力を払われていることに敬意を表します。しかしながら、自然再生事業の技術的な課題として挙げられているように、目標設定や事業手法を検討するための過去のデータの不足や、客観的・科学的な手法の不足は否めません。一方、環境が悪化している河川では、早めに対策を施すことが望まれ、長期的な研究を待てないケースも多くあると考えます。このため、目標設定に当たっては、科学的な検討と平行して、定性的な指標による地域住民との協議や目標が定性的であるがゆえに起こりうる問題の提示が必要と考えます。</p> <p>また、自然環境の復元には長期間を要するものが多いため、事業実施後には、長期的・定期的なモニタリングが必要と考えます。この段階においても、地域住民との連携を図ることにより、コスト縮減や丁寧なモニタリングの実施が可能となると考えます。</p>	御指摘の点につきましては、10頁 b)課題 に、「住民との合意形成や連携した取り組みを円滑に進めるためには目標像を明確にすることが必要がある。」と記述しております。
7	11	5~	(2)樹林帯制度	<p>「樹林による付帯的な効果として、川辺の生き物にとっての多様な生息空間と地域に対する憩いの場を提供することが期待される。」とあります。確かに、堤内の環境と河川環境の連続性や、河川上下流方向の環境の連続性を考えたとき、樹林帯は、重要な経路になっていると想定されます。</p> <p>しかしながら、河川水辺の国勢調査等では、堤内に有る樹林の存在は重視されておらず、その機能について正当な評価がなされていない可能性が高いものと推察します。</p> <p>このため、樹林帯の生息・生育環境としての評価を目的とした調査の実施が望まれます。</p>	
8	11~13	15~	(2)樹林帯制度	<p>・河畔林や湖畔林等の水辺林のもつ生態学的な機能や意義が認識されつつあるなか、「樹林帯制度」が、水辺域保全に寄与する制度として機能していくことを期待しています。</p> <p>・すでに整備された堤防沿いの樹林帯に対して、主に、景観形成をその効果として評価しています。評価書(案)においても言及しているように、環境面での評価が望まれます。</p> <p>・河畔林には色々な生態学的な機能があるといわれていますが、堤防がある平野部の河川においては、生物の生息場(ハビタット)や動物の移動路(エコロジカル・コリドー:以下、コリドー)としての機能に着目することが重要だと思います。ネットワークの重要性については、評価書(案)においても言及されていますが、「コリドー」として機能する樹林帯の整備が重要だと思います。そのためのモニタリングや調査・研究をお願いします</p> <p>・ダム湖周辺の湖畔林については、地下水質にも影響を与えているといわれていますので、土砂の流入防止だけでなく、水質負荷に与える効果についても着目していただければと思います。</p> <p>・欧米では、河畔林の整備・保全がマニュアル化されていたり、保全義務が法制化されたりしています。法律で河畔林の保全規模(河畔林の幅等)を謳っているケースもあります。整備のための定量的なガイドラインや数値基準を伴う河畔林保全のための法制化の検討も行っていただければと思います。</p>	御指摘の点につきましては、ここで取り上げた樹林帯は樹林帯制度により位置づけられた施設としての樹林帯です。ご指摘にある、川における樹林帯の役割については、63頁 2)課題に「河川固有の多様な生息・生育場の保全・再生・復元・・・取り組みとして検討・実施していく必要がある」と記述しております。

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
9	13	-	2. 樹林帯制度 エ 市民連携	維持管理において連携・協働の取り組みがなされていないため、管理段階の市民との連携体制を形成することが必要である。とありますが、管理段階における河川管理者及び市民、関係機関の役割を明記したアクションプランを作成し、進めていくこともお考えなのでしょうか。	御指摘の点につきましては、128頁 (2)拠点から面の管理へ『拡げる』に「河川管理者が河川環境管理基本計画等を適宜見直すとともに、市民や企業等の参加、連携を促すなどにより、河川環境管理を積極的に展開し、水系へと“上げた”河川環境管理の積極的かつ先導的な役割を果たしていくことが必要とされる。」と記述されております。
10	13	-	(3)外来種対策	具体的除去方法などを例にした明確な指針を示さなければ一般市民には理解が得られないと考える。	御指摘の点につきましては、15頁 イ 外来種の対策例～ブラックバス類(オオクチバス、コクチバス)の例～に示したように知見を集約つつあります。今後も知見を深め対策を講じる取り組みを行ってまいります。
11	15	-	(3)外来種対策 イ 外来種の対策例	外来種対策等による良好な河川生態系の維持 貯水池における特定外来魚の防除は、ある程度のレベルで維持することが可能と考えている。 現場の河川管理者の立場ではまだ特定外来魚に対し、どう対応していけばよいか決まっていない、あるいは浸透していないと思われる。積極的なダム湖もあるので、全国的に具体的な方向性の対応を示すか、あるいは方針を浸透させた方がよいと感じる。 具体的な方策として、外来魚の内、オオクチバス、ブルーギルの場合は5～6月に産卵で浅場に集まるので、水辺の国勢調査の魚類調査の中で、定置網調査により、捕獲・定量的に把握し、かつ制御が可能と考えられる。その方法は一庫ダムで実施中で、その効果は研究中である。	
12	16	-	(4)流況改善(正常流量設定)	正常流量の設定を行う「流況改善」については、河川情報を一般公開した上で、流域全体の水収支を明らかにする。河川維持のための正常流量を、誰にも分かるように公開しその根拠を明らかにすること。 行政施策公開の原則	現在、河川流量に関する情報については、ホームページ等で公表しており、正常流量についても社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会における審議に際して、その根拠も含め資料を公表しています。 今後は、各河川における河川整備計画の検討等の機会をとらまえて、地域の方々に対して分かりやすい形で流況に関する情報の公表を進めてまいります。
13	18	12	(4)流況改善(正常流量設定) b)課題	「正常流量」に関する地域への情報公開は十分でしょうか。続くダムフォローアップの記述を見て感じました。地域では大きな関心事なので、課題として挙げてよいかと思いました。	
14	16	-	(4)流況改善(正常流量設定)	毎正時流量の管理:情報国土への登録 流況改善を検討する際には毎正時の流量データが重要であり、直近データは水情報国土で公表されているが、過去の電子データが追跡できない。今後、毎正時レベルの流況データを管理、公表できるシステムにされたら、利用価値が向上すると思う。また、今後の利用価値向上のため、可能な限り過去にさかのぼり、電子化・公表すると様々な検討が行いやすくなると思う。	現在、水情報国土データ管理センターで提供している雨量や水位のリアルタイムデータについては、防災上の観点から観測値(暫定値)として速やかに提供させていただいております。水文水質データについては、後日、観測値の照査を行い確定値として提供しています。 過去のデータについては、順次、登録・公開を進めているところであり、時間はかかりますが、今後も過去データの登録・公開を進めてまいります。

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
15	16	-	(4)流況改善(正常流量設定)	<p>河川のあるべき姿からの流況の決定、検討 季節的なダイナミクス、機能を勘案した流量配分。『日本の川を取り戻す』を考えた場合、「命の川/サンドラ・ポステル著」の自然条件下での流況に類似させた考え方が重要になると考える。河川の生態系にとって必要な流量をどう決めるかということである。 課題としては、どの程度の流況の安定がどの程度河川環境を悪化させるのかの情報収集が必要であると考え。例えば「ダム環境プロジェクト」事業では、底生生物で検討したようだが、その他の項目でも検証が必要ではないかと思う。 また、河川生態にとって、必要な時期に必要な流量を決められないかと感じており、新規ダム、ダムの高上げなどの改修の時に、環境のための容量確保も夢物語ではなくなる日が来るのではないかと思った。</p>	御指摘の点につきましては、128頁 (2)拠点から面の管理へ『拡げる』に「…流況の変動や環境のための水配分へ“拡げた”水環境管理の考え方を検討していく必要がある。」と記述しております。
16	18	-	(5)流況改善(弾力的管理)	<p>弾力的管理 弾力的管理は平成15年度に手引き、事例集を作成しており、その後一元的な情報収集、整理がなされていないので、効果があったか、本格運用に当たった課題がないか、滞っている点を整理してはどうか。どうすれば本格運用に移行できるかを検討してみるとよいと思う。運用ルールを見直す必要があるかもしれない。 例えば、雷雨性の急激な降雨時の流入水に対し、安全面(事前放流)が確保できず、本格運用に移れないダムが多いと思う。</p>	御指摘を踏まえ、21頁 b)課題 を以下の通り修文いたしました。 「これまで全国において実施してきた試験により得られた知見を踏まえ、環境改善の効果をより高めるための活用容量の確保(降雨予測精度向上、事前放流の見直し等)や最適放流パターンの検討が必要である。」
17	18~21	-	(5)流況改善(弾力的管理)	<p>流況改善について、課題としてあげられているとおり、改善効果を高めるための取り組みが必要と考えます。具体的には以下の事項について取り組みが重要ではないかと考えます。 ・ダム操作等の工夫によるフラッシュ放流機会の増大 非洪水期から洪水期への移行にあたっては、洪水期制限水位まで水位を低下させますが、この水位をゆっくり下げるのではなく、フラッシュ放流的に下げることができれば、活用容量がないダムでもフラッシュ放流が可能になるため、効果、安全性が確保すれば、事前放流と同様に有効な方法ではないかと考えます。 ・規模の大きな放流が可能となるような放流設備の増設、改良 現在のフラッシュ放流は主に水域の攪乱による改善効果を期待していますが、良好な河川環境の回復のためには、水域の攪乱に加え、より規模の大きい放流により、河原等の陸域の攪乱も検討していく必要があると考えます。そのためには、より大きな規模のフラッシュ放流手法の検討を行っていくべきではないかと考えます。また、既設ダムでは平常時に大きな規模の放流を行える設備がないことから、新設ダムや既設ダムの改良にあたっては考慮していく必要があるのではないかと考えます。</p>	御指摘の点につきましては、128頁 (2)拠点から面の管理へ『拡げる』に「…流況の変動や環境のための水配分へ“拡げた”水環境管理の考え方を検討していく必要がある。」と記述しております。

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
18	18	-	(5)流況改善(弾力的管理)	洪水調節容量の一部を活用して行うダムは弾力的管理を行う。このようなダム管理ができるのであれば、治水容量を持たないダムは弾力的管理により洪水調節機能を持たせる事が可能と思います。近年、洪水調節ダムの建設が難しい状況となっているため、河川整備基本方針において、発電ダム等の再開発により洪水調節ダムを位置づけている場合があります。既設ダムの再開発まで行わないで、発電ダム等の弾力的管理により治水容量を確保し、洪水調節に活用できないかの検討が必要だと思います。	御指摘の点につきましては、128頁 (2)拠点から面の管理へ『拡げる』に「…流況の変動や環境のための水配分へ“拡げた”水環境管理の考え方を検討していく必要がある。」と記述しております。
19	18～21	-	(5)流況改善(弾力的管理)	課題としてあげられているとおり、評価手法、保全措置の効果に関する知見をさらに集積する必要があると考えます。具体的には以下の事項について取り組みが重要ではないかと考えます。 ・水質の変化に係る魚類、底生動物等の水生動物の影響 ダム供用に伴う水の濁りの変化や長期化が水生生物へ及ぼす影響について、調査、研究が重要と感じています。濁水耐性に関する知見は一部の水産有用種しかない状況です。現状では水質変化が既往の変動幅内にあるかどうかで評価を行っていますが、知見が集約されておらず活用が難しいこと。ダム排砂事業等では、既往の変動幅を大きく超える濁りも生じることから、合理的、客観的に影響評価を行っていくために、国勢調査、試験湛水のモニタリング調査の結果を活用した詳細な分析、データベース化、濁水耐性試験等の実験室的な取り組みが重要であると考えます。	御指摘の点につきましては、129頁 (3)河川環境をさらに『学ぶ』に「河川における流れ、地形変形、河道や流域の自然的なかく乱もしくは人為的な改変などに対する生物の応答等については、未だ科学的に十分に解明されていない点が多い。…そのために、具体的な目標を掲げ、河川生態学術などの調査研究を体系立てて促進していく必要がある。多自然川づくりやダム建設後のモニタリングとその成果の蓄積とそれらの施策・事業への反映に代表されるように、観測データや経験・ノウハウの蓄積は、今後全国レベルで本格的に取り組むべき重要な課題である。」と記述しております。
20	18～21	-	(5)流況改善(弾力的管理)	・植物の移植に関する調査、研究及び知見の集積 重要な植物の保全措置として移植については賛否両論がありますが、現実的な問題として移植という手法をどうしてもとらざるを得ない場合が多いことは事実であり、また必要な場合も多いと考えます。現状では移植に関する知見が乏しく、影響を軽減するための客観的なものとは言い難いため、移植手法、効果に関する調査、研究を重点的に行うことが重要であると考えます。	
21	22	-	(6)環境影響評価	「環境影響評価」については、予測可能なもの、予測不可能なものとの違いを明らかにした上で、参考事例のモニタリング調査実績などと比較検証し、これを公開すること。モデル的な事業を一般化するための検討事項を明らかにすること。	御指摘の点につきましては、24頁ウ 評価項目の拡大と新たな評価の視点の導入 及び24頁エ 環境保全措置の検討に記載されている通り、環境影響評価は、定量的又は、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握する手法を選定し予測を行っておりますが、今後も科学的知見を重ねて検討を進めてまいります。

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
22	28	7~	(7)ダムのフォローアップ 3)まとめ	平成14年度以降、建設中のダムにおいても、環境影響評価法に準じた手法により環境影響のチェックを行い、環境に対する配慮が実施されているものと認識しています。 この中には、既にフォローアップ段階に入ったダムもあり、これらの案件については、影響検討からフォローアップまで一貫した検討が行われているものと推察します。 今回の報告書において、影響検討からフォローアップまで一貫した検討を行っている旨、示されてはいかがでしょうか。	ご指摘の点につきましては、65頁(6)小分類の評価のまとめにおいて記述しているとおり、体系的なとりまとめが重要であると認識しており、今後とも有識者などのご意見を伺いながら進めてまいります。
23	28	15	(7)ダムのフォローアップ 3)まとめ b)課題	・ダムフォローアップ、モニタリングで行なわれている調査・評価の分析は共通するテーマに基づくものも多いものと思います。 ・テーマの分析結果については、個別事業所の成果としては公表されていますが、共通テーマを集約し、横断的に分析・評価した内容については公表されていないものと思います。 ・個別ダムの影響評価を検討していく上では、上述した横断的な分析・評価結果と照らし合わせてみることも重要と思われるので、共通テーマの横断的な分析・評価を推進するとともに、その結果の公表が今後閲覧できるようになることを期待します。	ダムのフォローアップ調査については、現在フォローアップの途上ですが、まとまったものについては、公表してまいります。
24	28 126	-	(8)評価済みの施策1: 多自然川づくり 1)施策の経緯	1)多自然川づくりの推進に向けて について 自然再生や外来種対策等の自然環境の保全の取り組みを統合するものとして、多自然川づくりを推進していくと理解しましたが、そういった理解でよろしいのでしょうか。	御指摘の点につきましては、28頁(1)施策の経緯に紹介した通り、多自然川づくりをすべての川づくりの基本として位置付け、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための河川管理と定義しております。
25	29	17	(8)評価済みの施策1: 多自然川づくり d) 事業の課題・問題点	「直線的な平面形状や画一的な横断形状ありきで…」の箇所であるが、多自然川づくりはそもそも治水を目的とした事業である。したがって、その事業の計画の主要目的は一般に河道断面積の確保であり、さらに会計検査の問題から河道断面積は、必要最小限度の面積の拡幅によって規定の洪水流量の流下が可能になるように計画されている。つまり、河道の平面形状はより直線的に、さらに河道の断面形状は、画一的にならざるを得ないのである。たとえば、「河道を画一的にしない」とはどういうことか？治水上必要最小必要限度で設計された河道は画一的かつ必要最小限度であるため、河道を画一的に設計しないということは、一般的に言って治水上必要以上に「拡幅する」ということになる。その段階で、会計検査上の問題や「必要最小限度」の河道断面積を確保するために設定された「必要最小限度」の河川用地の中で検討を行なわねばならない問題が発生する。治水のみを配慮した河道計画検討手法自体を変える必要がある。	御指摘の点につきましては、28頁(1)施策の経緯に紹介した通り、多自然川づくりをすべての川づくりの基本として位置付け、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための河川管理と定義しております。 また、各河川の全体の計画については河川整備基本方針、河川整備計画で対応してまいります。

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
26	41	-	2.1.2 全体的な分析 (2)流域における各施策の実施状況から見た評価	地域性を考慮すると、北海道の河川も一例として入れた方がよい。	全国の流域における取り組みとその効果を概観するために実施した評価であり、各地域の評価を網羅的に実施してはおりません。
27	48 52	-	最上川の事例 (扇形魚道) 矢作川の事例 (アイスハーバー型魚道)	各論で悪い例があるのに、無批判に掲載されている。総論で書いてあることが実現していないのであれば、良い、悪いをきちんと選択して書いた方がよい。	個々の施設の事例については誤解のないような事例を採用するように修正しました。また、35頁「事業の課題・問題点」に「機能構造上の課題のある魚道があり改善が必要。」を追記いたしました。
28	64	-	2.1.3小分類(施策群)の評価 (6)小分類評価のまとめ	総論に関して、河川法改正で河川環境に対する大きな理念として、低水路管理から堤防防御にかわり、計画河床高がなくなったことが大きなことなので、書いて欲しい。その結果、現場で判断がゆだねられていて、よい結果が得られているわけであり自慢すべき所もかいてよいのではないか。いまだ、低水路法線に固執する事例もあるようで、上記理念の転換については、もっと周知してよいと考える。県での川づくりは二分化されている場合があり、よいところはよいし、だめな所は多いと感じる。	御指摘を踏まえ、62頁 2)課題、64頁 (6)小分類の評価のまとめを以下の通りそれぞれ修文いたしました。 「河川の自由度を向上させる空間整備については、多自然川づくり等の取り組みが行われているが、依然として定規断面に基づいて低水路を固定化するなど、川の働きを許容しにくくしてしまうような課題の残る川づくりもみられる。 「…自然環境データが整備されてきた。平成9年には「河川砂防技術基準(案)」が改定され、河道は多自然型川づくりを基本として計画することとされた。また、…」
29	66	4~	2.2 魅力ある水辺空間の整備と保全 (1) 地域と一体となった空間整備(川まちづくり) b)実施状況 ア 市民連携の浸透	「かわまちづくり」の記載あり。 「かわまちづくり」の意味が分かりにくい。やや、業界用語(専門用語)の雰囲気あり。用語解説に記載してはどうか？	御指摘の点につきましては、66頁 b)概要 に、「かわまちづくり」では、河川管理者が積極的に地域の自治体や住民等と協力し、積極的に河川空間を都市再生や地域活性化のために活用するため、以下の取り組みを実施している。」と記述しております。
30	72	-	2.2全体	ユニバーサルデザインの話が欠けている。利根川とか荒川でも手引き書とか作っていたり400mのスロープとかあるが、例えば、近傍の手賀沼にもサイクリングロードができたが、階段が設置されている例があった。せっかく取り組んでいるのだから書いた方がよいと思われる。	御指摘を踏まえ、72頁 a)成果 を以下の通り修文いたしました。 「河川空間へのユニバーサルデザインの取り組みとして、緩傾斜スロープの設置等の整備も行われてきている。」
31	92	5	2.3 河川利用・生活環境に配慮した水質・水量の改善 2.3.1個別施策の評価 (1)まちの清流の再生(環境用水) a)背景	「河川景観の保全・向上」も地域のニーズに追加してはどうか？	御指摘を踏まえ、92頁 a)背景 を以下の通り修文いたしました。 「近年、身近な河川や水路、運河、堀割等に水を流すことにより、親水性の向上、水路等の浄化、良好な景観の創出、動植物…」

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
32	92	22	水源	「継続的」「24時間365日といった継続的」という表現にはいかが？	必ずしも「24時間365日」継続して取水が行われる必要はなく、必要なときに必要な量が継続的(安定的)に取水できることが必要とされています。
33	92	26	取水予定量	「環境」だけでなく、当該河川の水利流量も考慮した上での判断が必要ではないか？	ここでは、環境用水の取り扱いとして特記すべき内容のみを記載しています。
34	92 95	下表 6~7	a)評価対象 d)実施手法・手続き等 イ)その他	p92の2.3河川利用・生活環境に配慮した水質・水量の改善の a)評価対象として表に河川名が例として示されており、p95の d)実施手法・手続き等のイ)その他に“現在のところ、本基準に 該当1件の許可がなされている。”と記載されていますが評価 対象に示している河川と許可された河川(六郷堀、七郷堀?) は、一致しているのでしょうか。一致していないのであれば、許 可を受けた河川がどこで、どのような施策を行っているの か記載していただきたかった。 また、許可申請が何件提出されて1件の許可なのか、許可に どの程度時間がかかるか参考として知りたかった。	御指摘を踏まえ、95頁 イ その他 を以下の通り修正いたしました。 「 イ その他 なお、平成18年3月に の通達「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」 が通知され により河川法上の水利使用許可の取扱いに関する基準が明確化されたところ であるあり。その後本通知により現在のところ、本基準に、新たに1件(新潟市亀田郷西部地区における水質保全) の許可がなされている。」
35	93	-	b)実施状況	実施状況が3例紹介されているが、ポンチ絵などがあったほうが分かりやすい。	評価にあたっては詳細な記載は不要であり、現在の記載内容で評価を理解いただくのに十分と考えます。
36	93	19	不老川の事例	水質の悪化とは何を指標にして言っているのか？また値はどの程度なのか？	
37	93	24	不老川の事例	処理水の排水水質はどの程度か？	
38	93	下から 4	ウ 河川から水路の事例	2.4m ³ /sは流況でどの程度か？	
39	94	20	ア 事業を進める上...	前項目で、事例はアイウという表現を使っているのですが、アイウの方が良い。	御指摘を踏まえ、94頁d) 実施手法・手続き等 を、以下の通り修正致しました。 「 ア 事業を進める上での課題 — ア 河川から河川へ… — イ その他水源… — ウ 河川から水路… イ その他」
40	94 95	20	ア 事業を進める上...	3事例とも共通して、「モニタリングとフォローアップ」、「事業効果」、「住民説明」、「合意形成」などのキーワードを入れてはどうか？	ご提案いただいた内容の趣旨は95頁 b)課題 に記載しておりますので、当該箇所は、原文のままといたします。

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
41	95	9	a)成果	様々な制度とは、どんな制度か？何例か記述できないか？	御指摘を踏まえ、95頁 a)成果 を以下の通り修文いたしました。 「まちの水環境を再生するために 導水事業や水利使用許可等に関する 様々な制度が整備されてきた。」
42	96	下から9行目	(2) 評価対象済みの施策：清流ルネッサンスア 対策の課題・問題点	目標期間内に達成できない場合は、目標水質の2倍値の適用は考えられないのか？	清流ルネッサンス21に選定された河川については、河川、下水道等の水質改善対策により環境基準値を目標に取り組みを積極的に実施してきました。現在実施中の清流ルネッサンスIIにおいては、一部の河川においては水質目標として環境基準値の2倍程度の暫定目標値を設定して水質対策に取り組んでおります。
43	97	9	b)課題	水量だけでなく、流水保全水路等、代替手段と相まって、流域全体での取り組みが必要。	御指摘の点につきましては、97頁 b)課題に、 「河川、下水道、水路等における効率的な施策の組み合わせを検討することが必要である。」と記述しております。
44	98	10	2.3.2小分類(施策群)の評価 (2)安全で安心して利用できる水質の確保 1)成果	17行目で「弾力的管理」という表現を用いているのであれば、10行目の「ダム操作等の工夫」も「弾力的管理」にした方が分かりやすい。	御指摘を踏まえ、98頁 2)課題 を以下の通り修文いたしました。 「 ダム操作等の工夫によって 、ダム環境改善の効果をより高めるためには、…」
45	98	18	2)課題	「ダム間連携」に「流域が一体となった」を修正してはどうか？	御指摘を踏まえ、98頁 2)課題 を以下の通り修文いたしました。 「…最適放流パターンの検討、 複数のダムの 間連携による改善効果の拡大等が必要である。」
46	98	26	2)課題	「高度な水質浄化」の前に「汚濁源の分析」についても記述してはどうか？	評価にあたっては詳細な記載は不要であり、現在の記載内容で評価を理解いただくのに十分と考えます。
47	100	-	2.4 地域・市民との連携・協働	「地域・市民との連携・協働」は国土交通省として、「生物の生息・生育・繁殖環境の整備と保全」とともに力を入れて推進してきた施策ですが、現状では課題も多い。記述のボリュームにおいて、バランスが悪いように感じます。	「2.4地域・市民との連携・協働」については、他の小分類とも密接に関係しているため、例えば「2.1生物の生息・生育・繁殖環境の整備と保全」の64頁 (5)目標の明確化と地域住民・関係機関との連携 において評価がされているなど他の小分類においても言及されております。

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
48	100	本文1から2	2.4地域・市民との連携・協働 2.4.1個別施策の評価 1)施策の背景と概要 a)背景	「河川は、排水路化し川に近づきにくくなった」との記載あり。 排水路化したことと川に近づきにくくなったことの因果関係が、明確でない。なぜ川に近づきにくくなったのかの具体例を示せないか？	御指摘を踏まえ、100頁 a)背景 を以下の通り修文いたしました。 「高度成長期の急速な都市化とそれに伴う土地利用の高度化により、 都市域を中心として 河川が排水路化し、 また水質の悪化も進行した 。川に近づきにくくなったとともに、水道や家電製品の普及等により、川と直接接する機会は少なくなった。また、治水・利水事業の徹底化に伴い 進展により 、洪水や渇水の体験が減少したため、川に対する畏れや敬いの心が希薄化した。 このようにして、人々と川とが接する機会が失われていった 。しかし、近年の河川や下水道の整備等により 河川水質の改善が進む等 、 水環境の改善がみられてきた中で、オープンスペースや健全な水循環の回復が図られるとともに、身近な自然が感じられる空間としての川に関する意識が を地域づくりに活かそうとする機運が急速に高まってきたいる。」
49	100	本文3	2.4地域・市民との連携・協働 2.4.1個別施策の評価 1)施策の背景と概要 a)背景	「治水・利水事業の徹底化に伴い」との記載あり。 治水・利水事業の徹底化とはどういう意味か。用語の使用は、適切か。	
50	100	本文5	2.4地域・市民との連携・協働 2.4.1個別施策の評価 1)施策の背景と概要 a)背景	「河川や下水道の整備により健全な水循環の回復が図られる」との記載あり。 河川や下水道の整備と健全な水循環との因果関係が理解できない。河川や下水道の整備により、水循環の健全性が回復できると、本当に考えているのか？	
51	100	3～4	b)概要	「国、地方自治体、市民等の適正」との記述あり。 国、地方自治体に対応する用語として、市民は適切か？地域住民、あるいは、流域住民のほうが、良くはないか。また、市民と住民との使い分けは、明確に議論されたか？	
52	100	1	2)施策の評価 a)評価の対象	「市民連携」との記載あり。 「市民連携」の用語の定義は明確か？市民と河川管理者との連携か？あるいは、市民と市民の連携か？ 「市民連携」の用語以外に「住民連携」の用語についても検討されたか？	
53	102	4	d)実施手法・手続き等 ア 市民連携における河川管理者の支援	「NPO・市民団体等」との記載あり。 ここでの主体は、市民団体と考えられるので、記載の順番は、市民団体等・NPOの方が良くはないか？	
54	102	1～2	イ 多様な主体の参画	「市民団体等やNPO等のみでなく、地域住民・自治会」の記載あり。 市民団体、NPO、地域住民、自治会、地域企業などの用語の定義は、明確化？	御指摘の点につきましては、市民団体とNPO等は重複しているので、NPO等を割愛しました。用語は一般的な語句のため用語集には掲載しませんでした。
55	102	5	3)まとめ a)成果	「行政と市民団体等との連携」の記載あり。 市民を先に記載した方が良いのではないか？市民団体等と行政との連携	御指摘を踏まえ、「市民団体等と行政との連携」に統一表記します。

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
56	103	1	(2)川に学ぶ社会(河川における環境教育) 1)施策の背景と概要 a)背景	「河川と人間とのかかわり」の記載あり。 主体を人間と考えれば、人間と河川とのかかわりの方が良くはないか？	御指摘の点については、平成10年「川に学ぶ社会をめざして」(河川審議会川に学ぶ小委員会)の報告から引用・作成しております。
57	103	7	b)概要	「川と人間との関わり」との記載あり。 主体を人間として、人間と川との関わりとした方が良くはないか？	
58	103	5	a)背景	「利水事業の徹底化」の記載あり。 100ページにも同様な記載があります。徹底化の表現方法について検討してはいかがでしょうか？	御指摘を踏まえ、103頁を以下の通り修文しました。 「川は地域におけるもっとも豊かな自然環境の一部であり、また人々にとって貴重な自然体験・交流の場であった。子どもたちにとっては、遊び、多くのことを学ぶ人格の基礎を養う原体験の場でもあった。このように、川は人間と自然との関わりを多様かつ具体的に示す場であり、環境教育の場としても優れた場であるといえる。 しかし、「市民連携の推進 a)背景」に記述したように、人々は物理的に精神的に川から遠ざかってしまった。そのような中で、川は危険という認識までが学校や地域社会に広がっている。」
59	103	7	a)背景	「生態系を貧弱なものとする河川構造」の記載あり。 この場合の河川構造とは、どのような意味か？河川構造物として、具体化した方が良くはないか？	
60	104	3	b)実施状況 イ 川に学ぶ機会の提供	「出前講座による」の記載あり。 用語解説の必要はないか？	頂いた意見を踏まえ、用語集へ追加します。
61	104	5	b)実施状況 イ 川に学ぶ機会の提供	「網・箱めがね」の記載あり。 網の種類を具体的に記載してはどうか。例えば、投網、タモ網など。	御指摘の点につきましては、当時のアンケートを実施した際の記載としております。
62	104	11	2)施策の評価 b)実施状況 イ 川に学ぶ機会の提供	「しているが、まだ全国的に遍在している。」との記載あり。 偏在状況の具体例をしめせないか。どこが多くて、どこが少ないかなど。	御指摘の点を踏まえ イ 川に学ぶ機会の提供 を以下の通り修文いたしました。 「子どもの水辺」の登録数は平成11年度以降、着実に増加しており、平成19年3月時点で48年度では全国248箇所を登録しているが、登録の集中する地域があるなどまだ全国的には遍在している。」
63	105	1	b)課題	「全国的には遍在している」との記載あり。 偏在の具体例を示してはどうか。	
64	104	1	ウ 主体的・継続的な活動のための取り組み	「安全性を確保しつつ」との記載あり。 安全を確保するのか、安全性を確保するのか？	本評価書の中では、現在の記載で適当であると考えます。
65	104	2	c)効果	「河川の情報提供」との記載あり。 河川の情報提供なのか、河川情報の提供なのか。	

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
66	105	1~3	3)まとめ a)成果	「活動資機材の提供や」との記載あり。 104ページには、資機材の整備・貸出との表現が見られる。 ここでも、提供に替えて、整備・貸出に統一してはどうか。	御指摘を踏まえ、105頁 a)成果を、以下の通り修文いたしました。 「活動資機材の 整備・貸出 提供や」
67	105	18	b)課題	・ノウハウや指導者の確保に加えて、広く活用していくための地域間連携の仕組みを併せて構築していくことが必要では？	ご指摘の点については、129頁 (3)河川環境をさらに『学ぶ』に 「…川に学ぶ体験活動についても関係者間の連携、全国的な展開、質の向上等に関する戦略をもって促進していく必要がある。」と記述しております。
68	106	6	(3)川に学ぶ社会(安全な河川利用の推進) 1)施策の背景と概要 a)背景	「河川が恐い存在である」との記載あり。 危険な存在としたらどうか。	頂いた意見に関しては、提言「怖さを知って川と親しむために」 の中の表現を用いております。
69	106	4	イ 学校教育や社会教育における安全意識の啓発	「報道機関等との連携」との記載あり。 報道機関等は、学校教育や社会教育の区分には、入りにくいのではないかと。むしろ、次の項目のウ 流域における関係機関の連携に区分して記述した方が良くはないか。	
70	106	1	2)施策の評価 b)実施状況・効果 ア 河川利用者を対象とした情報提供の充実	「明確な情報」との記載あり。 明確な情報とは、どういう情報か？ 適確(的確?)な情報の方が良くはないか。	御指摘を踏まえ、106頁 ア河川利用者を対象とした情報提供の充実 を以下の通り修文いたしました。 「河川利用者が自らの安全を確保するためには、 適確明確な 情報の入手が不可欠である。」
71	107	1	3)まとめ a)成果	「川の利用は自由使用が原則であり」との記載あり。 川の利用 の表現では、誤解を与えないか。川の定義を明確にしておく必要がある。 自由使用が原則との表現も誤解を与えかねないのではないかと。川の利用は、実態として本当に自由使用が可能か。	御指摘を踏まえ、107頁 a)成果 を以下の通り修文いたしました。 「川の利用は 公共の利益や他人の活動を妨げない限りにおいて自由に使用できることが原則 であり、安全の確保は自己責任において行うべきであるが 原則 となっているが、 しかし、最近の 」
72	107	17	川に学ぶ社会(安全な河川利用の推進) b)課題	・将来的に河川管理施設の安全性の評価と設計基準への反映を検討していくことが必要では？	御指摘の点につきましては、本評価書における「川の安全性」に含まれていると考えております。
73	108	1	2.4 地域・市民との連携・協働 2.4.2 小分類(施策群)の評価	「地域・市民との連携・協働」との記載あり。 この節(2.4)のテーマは、市民なので、「市民・地域との…」表記が良い。	本評価書の中では、現在の記載で適当であると考えます。

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
74	108	1	(1)協働活動を行うための適切な取り決め 1)成果	「行政と市民団体等」の記載あり。 記述の順番として、「市民団体等と行政」の方が良い。	御指摘を踏まえ、「(3) 市民団体等と行政 行政と市民団体等」に修文いたしました。
75	108	1～2	(3)行政と市民団体等の役割分担と連携体制の整備 1)成果	「一部の河川では、様々な取り組みが進められ市民連携は、定着しつつある。」との記載あり。 市民連携が定着しつつあるのは、一部の河川のみにとどまっていることから、2)課題のそのことを意識し、一層の連携促進が必要であると記載する。原案では、連携に関する課題が明確にしめされていない表現に見える。	御指摘を踏まえ、108頁 2)課題を、以下の通り修文いたしました。 「 市民連携は定着しつつあるものの、一部の河川のみにとどまっていることから、より一層の連携を促進する必要がある。 」
76	109	3	(4)川での実践を伴った「川に学ぶ」機会の提供 1)成果	「活動資機材の提供」との記載あり。 前ページまでの記述と同一とした方が良い。即ち、「活動資機材の整備・貸出」	御指摘を踏まえ、109頁 1)成果を、以下の通り修文いたします。 「活動資機材の 整備・貸出 提供…」
77	109	3～4	2)課題	「必要とされる資金、ノウハウや指導者等の確保」との記載あり。 原案のままでも良いとも思うが、もう少し丁寧な努力目標を記載しては、どうか。例えば、「必要とされる資金の確保、ノウハウの蓄積、指導者の育成など」	御指摘を踏まえ、109頁 2)課題を、以下の通り修文いたします。 「…必要とされる資金の 確保 、ノウハウの 蓄積 や指導者等の確保…」
78	112		第3章 今後の方向性 3.1 近年の河川環境の状況 (1)生物の生息・生育・繁殖環境の概況 2)生物の全国的な分布状況	樹林化は多くの河川で顕著であるから、植生の変化についても図示しては。 確認地区数が増加傾向にある6種類について図示しているが、逆に減少した種はないのか。あれば図示した方がいいのでは	生物の生息・生育・繁殖環境の概況は代表的なものを採用しております。
79	112	2～3	3)外来種	「調査技術の差による増加」との記載がある。 技術の差であれば、増加することあれば減少することもある。結果として、増加傾向にあるのだから、「調査技術の向上」もしくは、「調査技術の熟達」などが良い。	御指摘を踏まえ、112頁 3)外来種 を以下の通り修文いたしました。
80	112	3～4	3)外来種	「植物については2巡目から3巡目の変化をみても確認種数が大きく増加する傾向にある」との記載がある。 植物について種数の増加の傾向は、次のようになっている。 1巡目から2巡目の増加種数；467-386 = 81 2巡目から3巡目の増加種数；523-467 = 56以上の算数から見ると、2巡目から3巡目にかけて種数の増加傾向は、減少している。従って、原文の表現は、不適當ではないか。まして、大きく増加してはいない。	「1巡目から2巡目への増加はまでは前述のように調査技術の差に 起因する よる増加があるものの、特に植物については2巡目から3巡目の変化をみても確認種数は 陸上昆虫を除くと増加しておりが大きい 、特に植物については大きな増加する傾向にある。」

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
81	119	25	3.2 河川環境の現況と河川法改正後の河川環境政策の関係 (1)政策の横断的・総合的な分析	河川敷等の空間の利用と自然環境の保全がトレードオフの関係になる (つづけて) 場合がある	御指摘を踏まえ、119頁 (1) 政策の横断的・総合的な分析 を以下の通り修文いたしました。 「…利用と自然環境の保全は 多くの場合に がトレードオフの関係になる。」
82	120	-	(2)河川環境政策を取り巻く我が国の状況 2)治水対策	土地利用計画まで視野に入れた流域全体にかかる「総合治水」の考え方はどこにいったしまったのか？不明である。	御指摘の点につきましては、120頁 2)治水対策に、 「近年、台風や集中豪雨により全国各地で水害が頻発しており、緊急的な治水対策が各地で進められている。その際、…と捉えることができる。 ・中山間地において、水防災対策などの…可能性がある。」と記述しております。
83	123 ~ 125	-	表3.1~表3.4	評価書全体のボリュームがあるので、3章だけでわかるようにするとよいのではないか。例えば、表3.1課題の要約の表で、課題が抽出された対応する個別施策(及びその事例)を参照できるようにすればよいのではないか。	本レビュー完了後、国民への周知を図るため本レビューの概要を分かりやすく説明するように整理いたします。
84	126	-	3.4 今後の方向性 (1)損なわれた様々なつながりを「つなぐ」 1)多自然川づくりの推進に向けて	「多自然川づくり」については、多様化している実態や残すべき地域固有性などをふまえる必要があり、市民(子どもも含めた利用者)・地元自治体(実質的な地域調整者)・研究者(河川工学ばかりでなく、異分野も含めた科学的・総合的な検証)など立場の違い、植物・動物あるいは水質・水量等視点の違い、水利や土地利用などの治水環境等の違いを明らかにした上でマトリックス的な検証を行うこと。 ここでは、既に指摘されているとおり(P30)、	御指摘の点につきましては、126頁 1)多自然川づくりの推進に向けて に、 「…(仮)多自然河川戦略」を策定し、河川環境の現況を総合的、戦略的な取り組みにより改善していくことが必要である。」と記述しており、引き続き努めていきます。 また、「理念 計画 実施 検証」のプログラムを決めて、国・都道府県・市町村・地元企業を含む市民活動団体・研究者など具体的な役割分担を行って実施すること。」については、
85				・多自然(型)川づくりの共通認識(市民・行政・企業・研究者)を確認すること。 そのためには、つくり手・使い手を超えた「情報の共有化」が不可欠である。 ・現場における検証 技術的な指針づくり 設計への適用 ・各水系、流域ごとのそれぞれの「川」評価(「いい川・いい川づくり)の議論を起こし、その川なりの目標を合意形成すること。 「いいとこめっけ」の川歩きを、産官学野一体で行うことを義務付けること(例:浅川懇談会方式 データ処理方法の開拓)。 ・国土交通省ばかりでなく環境省や農水省を含めた横断的な組織による「水問題」対応の常設的な機関を設置し、それぞれ都道府県の担当者と市町村などの基礎的な自治体担当者会議(現在、東京都で行われているような「流域協議会」や「流域連絡会」の発展的なもの)などの組織づくりを行うこと。 ・上記組織に市民や地元企業や研究者を加えて、アジェンダでしめされているような「理念 計画 実施 検証」のプログラムを決めて、国・都道府県・市町村・地元企業を含む市民活動団体・研究者など具体的な役割分担を行って実施すること。	126頁 (1)損なわれた様々なつながりを「つなぐ」に、「いわゆるPDCAのサイクルを取り組みの中で“つないでいく”ことも重要である。」と記述しております。

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
86	126 ~	-	3.4全般	河川環境の骨格となる総合的な計画が必要ではないでしょうか。今後取り組むべきポイントとして4つ、今後の方向性として3つの項目でまとめられていますが、これらを含む河川環境施策として骨格となる総合計画が必要と感じます。	国全体では社会資本整備重点計画、各河川では河川整備基本方針、河川整備計画で対応してまいります。
87	126	-	1)多自然川づくりの推進に向けて	「(仮)多自然川戦略」が河川の自然環境に関する総合的な計画と理解しましたが、「(仮)多自然川戦略」と河川整備計画や河川環境管理基本計画等との関連や位置づけをある程度、整理する必要があるのではないのでしょうか。	
88	126 128	-	1)多自然川づくりの推進に向けて 2)地域の活性化等に資する水辺のまちづくりに向けて 個別河川の全体として親水化の促進について	神田川は最都心部を流れる一級河川であり、沿川の親水化のための全国モデルになるような整備・保全の仕組みを創っていく必要がある(そのことが都や国の政策にも合致する)。神田川水系(神田川、善福寺川、妙正寺川、日本橋川、亀島川等)は、都心の数少ない自然環境であり、自然資源である。市民の憩い・潤い・触れ合い空間を創出して行く必要がある。そのためには“ワンド”をより積極的に創って欲しい。	御指摘の点につきましては、128頁 (2)拠点から面の管理へ「拡げる」に、「市街地におけるかわまちづくりにおいても、…まちづくりとの連携へと視野を“拡げる”ことも必要である。」と記述しております。また、“ワンド”についても、126頁 1)多自然川づくりの推進に向けて、「…、自然再生、生態系のネットワーク形成を含め、あらゆる河川管理のプロセスを通じて多自然川づくりを推進することにより、…」と記述しており、地域の方々と相談しながら川づくりを進めてまいります。
89	126	-	1)多自然川づくりの推進に向けて	隅田川は水質も良くなり、ハゼ・セイゴなども良く釣れるようになった。但し、大雨が降ると酸欠になって鯉やハゼ等がへい死してしまう。現在もいくつかの“ワンド”があるが、更に本格的な“ワンド”を創っていく必要がある(生態系復活に向けて)。かつての隅田川は“シラウオ”が多数存在した。東京湾との連携を促進(行政、市民共)して、シラウオ、アオギスを復活させましょう。	
90	126	-	2)地域の活性化等に資する水辺のまちづくりに向けて	隅田川は「東京の顔」であり、沿川のテラス整備・保全等については、地域住民やNPO市民団体等との協働・連携を更に促進してゆく必要がある。	
91	63 127	26	2.1.3 小分類の評価 (3)河川および流域の連続性の確保 2)課題	<ul style="list-style-type: none"> ・堤内地側との連続性の確保については、樋門・樋管に魚道を設置することにより、水田・水路への連続性を保ち、本来の水生生物の生活環を取り戻そうとする取り組みがなされ始めていることは素晴らしいと思います。 ・しかし、堤内地側の多くは圃場整備が進んでいることから、連続性を確保しただけでは本来の生活環を取り戻すことは難しい状況にあります。 ・このため、堤内地側の改良とセットで、実施しなければ十分な効果があがらないと思います。 ・上記のことから、農政などの関係機関との横断的な連携による取り組みが重要になるため、共同プロジェクトとして推進する事業が増えていくことに期待します。 	御指摘の点につきましては、126頁 1)多自然川づくりの推進に向けて に、「…、生態系のネットワーク形成を含め、あらゆる河川管理のプロセスを通じて多自然川づくりを推進することにより、徹底的に空間を“つなぐ”施策を進める。」と、127頁 3)水・物質循環の再生に向けて に、「水・物質循環の取り組みにあたっては、…、関係機関との連携等も視野に入れることが必要である。」と記述しております。

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
92	126 127	-	1)多自然川づくりの推進に向けて 3)水・物質循環の再生に向けて	水田の通年通水を認めることにより、田んぼにも魚があがることができる。しかし、許可水利権等があるため生態系ネットワークの構築の阻害になっている。	御指摘の点につきましては、126頁 1)多自然川づくりの推進に向けて に、 「…、生態系のネットワーク形成を含め、あらゆる河川管理のプロセスを通じて多自然川づくりを推進することにより、徹底的に空間を“つなぐ”施策を進める。」と、
93	127	-	4)川・地域・人の関係の再構築に向けて	田畑を流れる川で水質をよくしようと思っても、農業用水からの流入もあり融通が利かない場合がある。国交省-農水省や国-自治体等の行政間の連携がとれた方がよいので、盛り込めないか？	127頁 3)水・物質循環の再生に向けて に、 「水・物質循環の取り組みにあたっては、…、関係機関との連携等も視野に入れることが必要である。」と記述しております。
94	127	-	3)水・物質循環の再生に向けて 合流式下水道の改善	大雨が降ると魚や水生昆虫などが死滅してしまう。通常時の水質を保持するような抜本的な対策を実施して欲しい。	御指摘の点につきましては、127頁 3)水・物質循環の再生に向けてに、「水質に関しては、…新しい水環境の指標を検討していく必要がある。水質調査、河川ゴミの減量、あるいは水の効率的な使用など、市民と協働して水環境に関する施策を展開し、水環境の改善に関する重要性を市民と共有していくことも重要である。」と記述しております。
95	127	-	3)水・物質循環の再生に向けて	BOD以外の水質の指標については検討しているのか？	
96	127	-	3)水・物質循環の再生に向けて	総合的な土砂管理に向けた調査研究・計画作りの推進 ダム下流が悪くなっていると聞くと、どのダムでどれだけ問題かは把握できていないはず、その項目、調査手法、解析手法を詰める必要があると考えている。ダムの延命と河川環境を良好にするのであれば、ダム下流に土砂を還元するシステム(安全性を確認の上)は重要で、そのための管理費の予算枠をとる必要があると感じる。ただし、コストもかかるので、その土砂還元の効果の説明ができることができれば良いと考える。やがては、流砂系の確保が当たり前となり、海岸保全にも繋がると良いと考えている。	御指摘の点につきましては、127頁 3)水物質循環の再生に向けてに、 「土砂の移動や連続性が流域の河川環境に果たす役割を徹底的に解明し、河川環境の再生に寄与する連続性の確保等を重点的に進めていく必要がある。」と記述しております。
97	127	-	4)川・地域・人の関係の再構築に向けて	現在は行政も枠をかけられて、行政内では元気がなくなってきているので、つながりがなくなる方向にある。つながるとい言葉を書いているのは良いが、具体的にどう連携すればよいのか。行政内も行政外も、違う分野の人も、意識できる具体的なイメージできる書き方までしていただくとよい。	御指摘の点を踏まえ以下の通り修文いたしました。 127頁 4)川・地域・人の関係の再構築に向けて 「重要な施策である。地域住民や市民は地域の川に長く深く関わり、個々の川の魅力等に精通した立場にあり、市民団体等との連携の強化や環境教育の拡大をより一層進めていく必要がある。それらの“つなぐ”施策により川・地域・人の関係を再構築していくためには、様々な施策がきっかけとなり、川の(魅)力によって川・地域・人が“つながっていく”。」 129頁 (3)河川環境をさらに『学ぶ』 「…環境学習などの川に学ぶ体験活動を一層強化していくことが必要である。川に学ぶ社会の形成や川づくりには、河川管理者はもちろんのこと市民にも必要な役割があることを認識することが大切である。市民は地域の川に長く深く関わり、個々の川の魅力等に精通した立場として、そのような役割を担うとともに学んでいく必要がある。また、現場の河川管理者は、積極的に川に学ぶ体験を行うなどにより川をよく理解し、技術や知識を学んでいく必要がある。このようにして河川環境の知見・技術を備えた人材を広く育成・増加させていくことが必要とされる。」
98	127	-	4)川・地域・人の関係の再構築に向けて	地域に住んでいる人が一番川を知っている。行政の専門家が、地元の人ときちんと真摯に耳を傾ける姿勢があるのかというのが問題と感じる。自ら行動する市民も代替案をもって、議論をしていくことが重要である。こうした姿勢が、行政と市民との連携に重要である。地域の人がこういう河川を作りたいということを手助けするのが行政だという姿勢でないとい良い川をつくっていくことができないのではないか。	

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
99	127	-	4)川・地域・人の関係の再構築に向けて	行政と市民との連携の中で、電話でのやりとりでもすむことがあるのに、そういう機会がない	<p>御指摘の点を踏まえ以下の通り修文いたしました。 127頁 4)川・地域・人の関係の再構築に向けて 「重要な施策である。地域住民や市民は地域の川に長く深く関わり、個々の川の魅力等に精通した立場にあり、市民団体等との連携の強化や環境教育の拡大をより一層進めていく必要がある。それらの“つなぐ”施策により川・地域・人の関係を再構築していくためには、様々な施策がきっかけとなり、川の(魅)力によって川・地域・人が“つながっていく”。」</p> <p>129頁 (3)河川環境をさらに『学ぶ』 「…環境学習などの川に学ぶ体験活動を一層強化していくことが必要である。川に学ぶ社会の形成や川づくりには、河川管理者はもちろんのこと市民にも必要な役割があることを認識することが大切である。市民は地域の川に長く深く関わり、個々の川の魅力等に精通した立場として、そのような役割を担うとともに学んでいく必要がある。また、現場の河川管理者は、積極的に川に学ぶ体験を行うなどにより川をよく理解し、技術や知識を学んでいく必要がある。このようにして河川環境の知見・技術を備えた人材を広く育成・増加させていくことが必要とされる。」</p>
100	127 129	-	(3)河川環境をさらに『学ぶ』	行政職員の学ぶ取り組みについては、行政内部だけでの努力だけではなく、市民(外部)からの呼びかけも必要であり、そうした行政と市民との連携、役割分担が必要であると思う。	
101	127 129	-	(3)河川環境をさらに『学ぶ』	河川法の改正は、市民参加が大きな柱であった。荒川下流では、H8に荒川将来像計画をつくって、市民参加できた。最近では行政が市民参加に対して無頓着であり、河川環境のことを理解していないと感じられる。	
102	127 129	-	(3)河川環境をさらに『学ぶ』	人材育成にあたっては、現場でどうするかという視点を提示することが必要。現場毎に川は異なるのでマニュアル化できるものではなく、現場で学ぶ必要がある。	
103	129	-	(3)河川環境をさらに『学ぶ』	国交省の職員が川に来ることが少ないので、もっと現場を知って欲しい。	
104	129	-	(3)河川環境をさらに『学ぶ』	河川管理者に、もっと勉強していただきたい。	
105	128	4	b)課題	NPOについての資金不足については、支援するやり方としては、契約のやり方をかえるということが必要であると考え。NPOは表現が上手ではないので、プロポーザルのような新しい契約方式でうまく表現していくことが重要なのではないかと。	
106	128	4	b)課題	新たな助成制度の拡充が必要ではないか。地域連携項目の提示と公募の手続きをシステム化することが必要ではないか。	<p>御指摘を踏まえ、128頁 4)川・地域・人の関係の再構築に向けてを以下の通り修文いたしました。 「…、市民・企業の参画など、市民協働における円滑な受委託等、地域との連携・協働の促進が不可欠である。」</p>
107	128	4	b)課題	NPOの資金面の制度については、アメリカの包括補助金では難しいので、市民参加を義務付けるような受発注方式が考えられる。	

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
108	128 127	-	(2)拠点から面の管理へ『拡げる』	管理に力を入れるという方向付けがあるが、これからはもっと管理にお金を出すという姿勢を明確にして欲しい。 例えば、自然地を作ったあと、管理費が出ないと目的としたものにはならず、計画が崩れてしまうのは問題である。	御指摘の点につきましては、128頁 (2)拠点から面の管理へ『拡げる』に、「…、水系へと“拡げた”河川環境管理の積極的かつ先導的な役割を果たしていくことが必要とされる。」と記述しております。
109	128 129	-	(2)拠点から面の管理へ『拡げる』	維持管理としてはモニタリングをどのようにやっていくかということが重要である。	御指摘の点につきましては、129頁 (3)河川環境をさらに『学ぶ』に、「多自然川づくりやダム建設後のモニタリングとその成果の蓄積とそれらの施策・事業への反映に代表されるように、…」と記述しております。
110	129	-	(3)河川環境をさらに『学ぶ』	あらゆるモニタリング調査およびフォローアップ作業に市民参加の仕組みを取り入れること。また、調査結果を一般に公開し、その利活用方法を産官学野で検討すること。	「また、そのような河川環境に関する統合的・全国的な知見・情報を分かりやすく広く国民と共有できるようにすることは、河川環境のあらゆる側面において“つなぐ”取り組みを進め“拡げ”“学ぶ”取り組みを強化・促進していく前提となる要素でもある。」と記述しております。
111	126 ～ 130	-	3.4 今後の方向性	評価点 ・今後の河川環境の方向性として、「つなぐ」「拡げる」「学ぶ」で示された理念は分かりやすい。 意見・疑問点 ・河川整備基本方針などにおいては、「河川環境の目標像」とは、定性的なものとして設定されているものが多いが、今後の方向性として定量的なものについても指針を示していけるのか。 ・法定計画として「河川環境管理基本計画」が国と県などとの共同で策定されているが、今回の「河川環境の整備と保全に関する政策レビュー評価書」を踏まえ、再検討をすべきではないか。	御指摘の点につきましては、129頁 (3)河川環境をさらに『学ぶ』に「河川環境の目標像を明確化し掲げることが大切である。さらに、その目標像の実現へ向けた施策を効果的に推進していくためには、定量的な評価指標を検討することが重要である。」と記述しております。
112	128 129	-	(2)拠点から面の管理へ『拡げる』 (3)河川環境をさらに『学ぶ』	湿地保全はWiseUseが基本であり、海では海洋基本法ができ、海洋保護区もできるだろうが、漁業等の利害関係があるので利用しながら保護するというルール作りが重要である。河川でも利用可能な保護空間というWiseUseの観点での河川利用が重要と考える。	また128頁 (2)拠点から面の管理へ『拡げる』を以下のように修文いたしました。 「河川管理者が河川環境管理基本計画等を適宜見直すとともに、市民や企業等の参加、連携を促すなどにより、河川環境管理を積極的に展開し、水系へと“拡げた”河川環境管理の積極的かつ先導的な役割を果たしていくことが必要とされる。」
113	128	-	(2)拠点から面の管理へ『拡げる』	各河川の河川環境の目標像や具体的な行動計画として、河川整備計画や河川環境管理基本計画等に盛り込むべきではないでしょうか。レビューの中で、目標の明確化が各所にありますが、これを実現化・具体化するためには、各河川の整備計画や河川環境管理基本計画に、目標設定やその行動計画等を盛り込む必要があると感じます。	

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
114	129	-	今後の方向性 河川環境をさらに『学 ぶ』 3.4(3)	都市緑化や緑地の計画のように、数値目標があるので、河川も整備計画の中にプログラム・目標を持つとよい。いきなり大きいビジョンではなく、小目標としてプログラムを持つと理解されやすいのではないかと感じます。モニタリングの目標にしても、淵の数など。環管計画の中でも面的にどうなっているか、今後のモニタリングの中での重要な要素となると思われる。	御指摘の点につきましては、129頁 (3)河川環境をさらに『学ぶ』に「河川環境の目標像を明確化し掲げることが大切である。さらに、その目標像の実現へ向けた施策を効果的に推進していくためには、定量的な評価指標を検討することが重要である。」と記述しております。
115	129	-	3章 3.4(3)	河川環境の目標像(包括的なもの)を検討する必要があるのではないのでしょうか。上記の総合計画と併せて、河川環境行政としての目標設定を行う必要があると感じます。(大目標 小目標(テーマ) 各種施策(メニュー) という体系づくり)	
116	129	-	3章 3.4(3)	今後、河川環境を評価するための評価軸を設定すべきではないのでしょうか。第3章の冒頭にあるとおり、河川環境の評価そのものは今後の大きな課題と考えられます。今後、5年10年後に再評価できるようにするためにも、評価軸を設定する必要があると感じます。	
117	64 129	-	(5)目標の明確化と地域住民・関係機関との連携 3.4(3)	自然再生事業に関する意見で記述したとおり、科学的な環境評価という研究レベルの課題と合意形成手法については、平行して進めるべき問題が含まれていると考えます。すなわち、定量的な目標設定が困難な場合は、定性的な議論と合わせて、その施策の不確実性を示すことが重要と考えます。また、合意形成においては、考えられる複数の目標を示すとともに、それらのトレードオフの関係についても議論の対象となることを示されてはいかがでしょうか。	

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
118	124 129	-	3.地域市民との連携・協働 3.4(3)	<p>市民・企業参加等、様々な関係者との連携の促進 環境教育の取り組みの拡大</p> <p>既設ダムの周辺で、地域社会でのダムの機能、放流方法、河川に関する現象が正しく理解されていないような気がしている。</p> <p>例えば、地元を巻き込んだ、モニタリング調査などを工夫するとよいと思う。</p> <p>一方地元の社会でもゴミの不法投棄など、公共に対するモラルが低下しているとも感じており、小学校のころからの教育は重要だと認識している。</p> <p>学校教育(カリキュラムの中)に、川の成り立ち、国民経済を支える上で、治水、利水が大切だったこと、ゴミ問題を生活科、社会、理科、道徳(国語)で扱ってもらえないかと考えている。</p> <p>河川、ダムについてあまりに知らないため、無用な争いや、滞りが生じている気がする。</p>	<p>御指摘の点をふまえ、129頁 (3)河川環境をさらに『学ぶ』を以下の通り修文致しました。</p> <p>「川と人間との関わりを認識し、それぞれの流域に特徴ある川と人間社会を実現していく『川に学ぶ社会』をめざし、それが流域に根づいていくためには、環境学習などの川に学ぶ体験活動を一層強化していくことが必要である。川に学ぶ社会の形成や川づくりには、河川管理者はもちろんのこと市民にも必要な役割があることを認識することが大切である。市民は地域の川に長く深く関わり、個々の川の魅力等に精通した立場として、そのような役割を担うとともに学んでいく必要がある。また、現場の河川管理者は、積極的に川に学ぶ体験を行うなどにより川をよく理解し、技術や知識を学んでいく必要がある。このようにして河川環境の知見・技術を備えた人材を広く育成・増加させていくことが必要とされる。」</p>
119	129	-	3章 3.4(3)	<p>(3)河川環境をさらに「学ぶ」について</p> <p>(1)つなぐと同様に、環境教育や体験活動等の取り組みの戦略計画や、調査研究・人材育成等の戦略計画が必要ではないでしょうか。</p>	
120	122 ~ 131 129	-	今後取り組むべきポイントおよび方向性	<p>過去10年のレビューをふまえ、総合的かつ骨太な方向性が示されており、たいへん興味深く拝読しました。</p> <p>すでに、体系立てた調査研究の必要性等については十分に述べられており、その中に織り込み済みの事項かもしれませんが、モニタリングや環境評価等に関する技術開発のあり方について一言ふれていただけると、河川環境に関わる技術者にとって目指すべき方向性がより明確になると感じました。</p>	<p>御指摘の点につきましては、129頁 (3)河川環境をさらに『学ぶ』に。</p> <p>「多自然川づくり、自然再生事業、環境アセスメント等を確実に合理的に実施していくためには、科学的な知見の蓄積と向上が必要不可欠である。」と記述しております。</p>

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
121	29 129	-	2章 多自然川づくり d)事業の課題・問題点 3.4(3)	<p>河川の計画・施工段階では、「多自然川づくり」を目指した工法を選択し可能な限り河川環境に配慮する事は、可能と考えられます。しかし、災害復旧等の早急に対応しなければならない工事においては、「多自然川づくり」を目指した工法を選択するのが困難な状況にあると思われまます。そのため、災害復旧時の早急に対応できる現場技術者の育成と多自然工法の検討が必要と考えます。</p>	<p>御指摘の点につきましては「平成17年に、「激特事業及び災害助成事業等における多自然型川づくりアドバイザー制度」を創設し、迅速な対応が求められる災害復旧などの現場へ、多自然型川づくりに関して広範な知識を有するアドバイザーを派遣し助言を行う技術的支援に取り組んでおり、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、御指摘の点をふまえ現場技術者の育成については、129頁 (3)河川環境をさらに『学ぶ』を以下の通り修文致しました。</p> <p>「…一層強化していくことが必要である。川に学ぶ社会の形成や川づくりには、河川管理者はもちろんのこと市民にも必要な役割があることを認識することが大切である。市民は地域の川に長く深く関わり、個々の川の魅力等に精通した立場として、そのような役割を担うとともに学んでいく必要がある。また、現場の河川管理者は、積極的に川に学ぶ体験を行うなどにより川をよく理解し、技術や知識を学んでいく必要がある。このようにして河川環境の知見・技術を備えた人材を広く育成・増加させていくことが必要とされる。」</p>
122	全般	-	全体	<p>河川法改正後、市民が積極的に関わるようになってきた。河川局はその土壌を作ってきた。素人目で見ると、成果として、それほど大きく変わってきていないように感じる。</p> <p>河川法改正後、川に学ぶ小委員会など5つの小委員会で検討してきたが、単発的に動いていて、つながりが全くないと感じる。1つ1つの施策はできたけど、流れができていない。</p> <p>次の戦略を組み立てるためには、次の戦略に関わる重要な施策を強調し、平均な評価ではなく、個別施策の強弱をつける必要がある。</p> <p>説得ある戦略を書くためには、環境の担当者が、強弱つけた評価で、このように持って行くんだという意志を明確にする必要がある。</p>	<p>御指摘の点については、今後の戦略づくりの参考にさせていただきます。</p>

項目 No.	頁	行	項目名等	御意見	対応
123	全般	-	全体	<p>河川管理者の国土交通省が河川に外来魚(国内移入種・琵琶湖固有種を中国地方の河川へ)を放流するのはやめてください。</p> <p>国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所 ~ ホンモロコの放流によるユスリカ抑制対策 ~ http://www.fukuyama-mlit.go.jp/sitemap_menu.htm</p> <p>国土交通省では、今年度の芦田川河口堰湛水区域内及びその周辺水路からのユスリカ大量発生をうけ、様々な調査、抑制対策を行ってきました。この度、ユスリカ抑制対策の第3弾として、自然生態系によるユスリカ抑制を目的とした「ホンモロコの放流」を実施します。放流したホンモロコがユスリカの幼虫を捕食することにより、う化前の発生抑制を行うことが今回の対策目的です。</p>	<p>ホンモロコは、芦田川ではこれまで生息が確認されていない種です。今回の芦田川におけるホンモロコの放流については、ユスリカの大量発生に対する緊急措置として、学識経験者の意見を聞きながら実施したものです。今後は、ホンモロコの生息状況や他の種への影響に関してモニタリング調査を行ってまいります。</p>
124	全般	-	構成	<p>構成はとてもわかりやすい、現況分析にとらわれすぎず(適度な分析で)、第3章に流れていると感じました。とくにP39は有効。</p>	
125	25	-	ダムのフォローアップ	<p>フォローアップ調査の項目には、洪水調節、利水補給、水質、生物、堆砂、水源地域動態がありますが、この評価書(案)では水質と生物に関する以外は扱っていません。</p> <p>河川環境の整備と保全に関する事なので、これら洪水調節等については扱っていないと思いますが、これらの調査項目の中にも河川環境に関連する調査や分析・評価が行われています。たとえば、洪水調節の副次効果としての流木の補足・処理・活用、利水補給による下流流況の改善、堆砂対策では浚渫土砂の下流還元や耕作土への有効活用等です。各ダムの定期報告書にはこれらについての最新の情報がまとめられていますので、ぜひ活用していただければと存じます。</p>	